

第 6 章 震災対策計画

第 1 節 地震災害対策計画

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、次に定める計画によるものとする。

1. 組織及び活動

地震による災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、町長は第 2 章第 2 節「湧別町災害対策本部」の定めるところにより、対策本部を設置して、指定地方行政機関、北海道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

災害対策本部の設置については、震度 3 以上の地震が発生又は本町沿岸部に津波注意報が発表された場合は、第一非常配備体制をとり警戒し、必要に応じ次の非常配備体制をとるものとし、震度 5 弱以上の地震が発生又は沿岸部に津波警報が発表されたときは速やかに災害対策本部を設置し応急対策を行う。

2. 通信連絡の対策

(1) 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、第 3 章第 2 節 災害通信計画の定めるもののほか、関係機関及び漁協、農協などの関係団体の通信施設を最大限に活用するものとする。

(2) 報道関係機関の協力

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達などについて最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、車両などの機動力を動員して連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、知事（防災航空室）に要請するものとする。

3. 広報活動

(1) 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが主なものは次のとおりとする。

ア 津波に関する情報（注意報、警報、危険区域等）

イ 避難場所等について（避難所の位置、経路等）

ウ 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

エ 火災状況（発生箇所、避難勧告等）

オ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況注意事項等）

カ 医療救護所の開設状況

キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）

- ケ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の心得等、民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項。

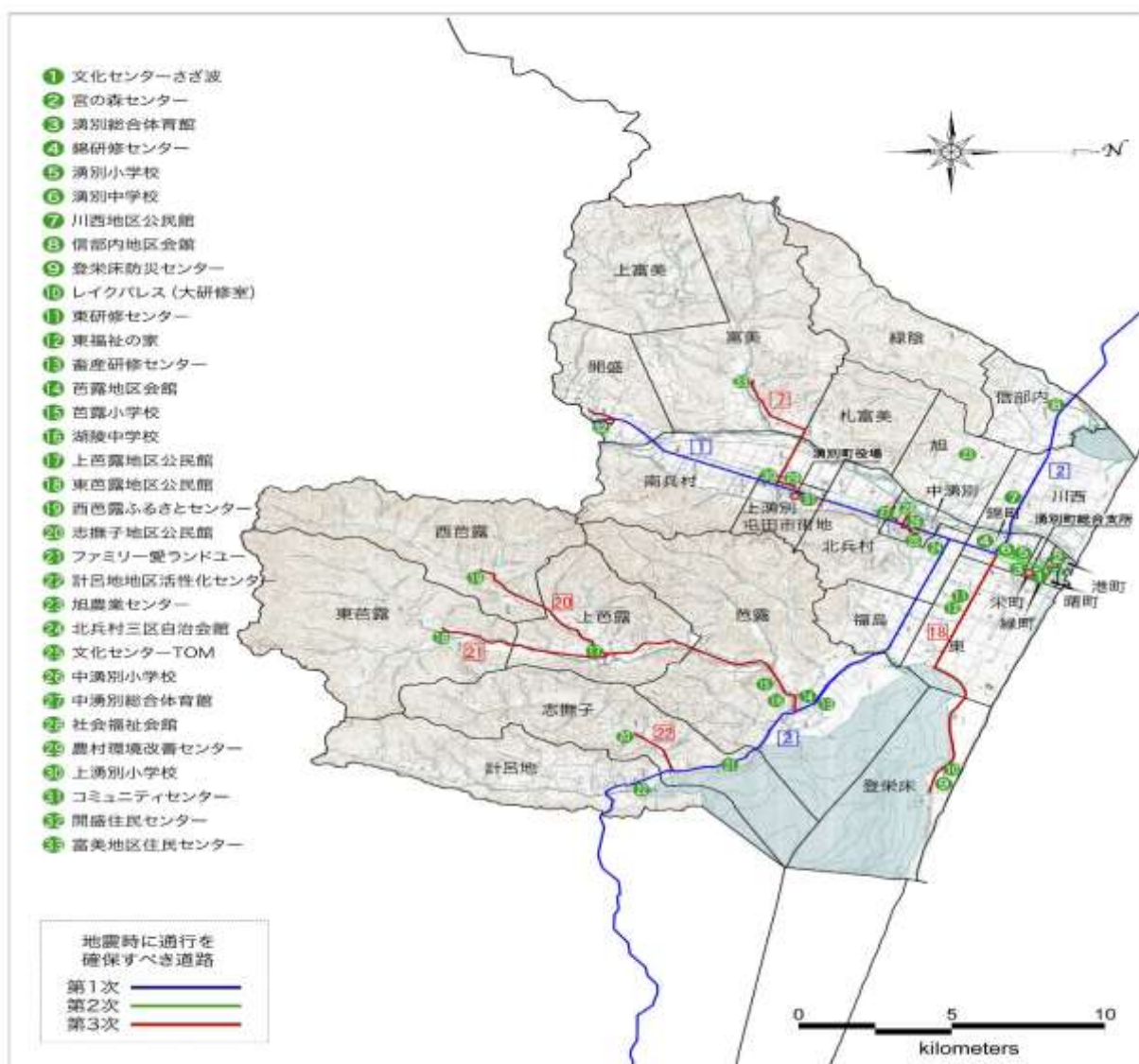
(2) 広報の方法

第5章第3節 災害広報計画の定めるところによる。

また、漁協、農協等の協力を得て、沿岸住民及び海上の船舶に対して情報の周知を行う。

4. 緊急輸送計画

災害時の応急活動・避難活動・救助活動を効率的にするには、人員物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。このため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会策定）に基づく「緊急輸送道路」及び「湧別町耐震改修促進計画」により町が独自に指定する「緊急輸送道路」を定め、地震時に通行を確保すべき道路を指定する。地震発生時には、円滑な人員・物資の輸送を確保するため、緊急輸送道路の閉塞状況を速やかに確認し障害がある場合は応急復旧に努めるものとする。



5. 消火活動

第4章第6節消防計画に定めるもののほか、国、道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

(1) 火薬類などの対策及び措置

火薬品、石油、ガス、ガソリン等の取扱い、販売業者又は消費者に対し本部長は、一時その取扱、販売、貯蔵、運搬及び消費を禁止又は制限するものとする。

(2) 本部長は被害が広範囲にわたり引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり立入禁止区域を決定するとともに、区域内住民に避難、立退き等の指示勧告をするものとする。

6. 火災予防活動

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制や消防体制の確立を図る。

(1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

(2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織などの育成指導を進める。

(3) 宿泊施設、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を促進すると共に、保守点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

7. 避難救出活動

第5章第4節避難救出計画に定めるもののほか、避難場所、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

(1) 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、捜索の命を受けた職員が当たるが、避難行動要支援者の避難支援に万全を期して行うものとする。

(2) 避難救出は、消防機関を主体として行うが、関係機関及び地域自治会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

8. 医療、救護、給水、防疫、保健衛生対策

第5章災害応急対策計画に基づき、万全なる対策を講ずるものとする。

9. 予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町は地震災害予防計画を積極的に推進する。

(1) 建物の安全化

(ア) 町は不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保を促進するため、基準の遵守指導に努める。

(イ) 町は、既存建物の耐震診断・耐震補強等を促進するため、基準の遵守指導等に努める。

(ウ) 耐震性の確保を促進し基準を遵守するため、整備・改修する施設は次のとおりである。

施 設	場 所	実 施 年 度
湧別町役場湧別庁舎	湧別町栄町	平成30年度まで
湧別小学校(校舎)	湧別町錦町	平成20年度実施
湧別小学校(体育館)	湧別町錦町	平成20年度実施
芭露小学校(校舎)	湧別町芭露	平成29年度建設
芭露小学校(体育館)	湧別町芭露	平成29年度建設
上湧別小学校(校舎)	湧別町上湧別屯田市街地	平成22年度実施
上湧別小学校(体育館)	湧別町上湧別屯田市街地	平成22年度実施
中湧別小学校(校舎)	湧別町中湧別南町	平成24年度実施
中湧別小学校(体育館)	湧別町中湧別南町	平成24年度実施
上湧別中学校(体育館)	湧別町上湧別屯田市街地	平成26年度実施
湧別総合体育館	湧別町栄町	平成23年度実施
中湧別総合体育館	湧別町中湧別南町	平成30年度まで
芭露ファミリースポーツセンター	湧別町芭露	平成30年度まで
社会福祉会館	湧別町中湧別南町	平成30年度まで

(2) 主要交通の強化

町は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

町は、上下水道等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

第 2 節 津波災害対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波の発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1. 応急対策の実施

(1) 湧別町

津波注意報が発表されたときは、第一非常配備をとり、沿岸住民に情報を周知し警戒を呼びかけると共に海水浴や磯釣りを行わないよう広報し、津波に関する情報を収集し、警戒体制をとるものとする。

大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表されたときは、津波危険区域及び災害発生のおそれのある地域の住民に対して避難勧告等を発令するとともに災害対策本部を設置し警戒体制及び災害応急対策を行う体制をとるものとする。

(2) 北海道

津波情報の収集、沿岸市町村との連絡調整等を行う。また、市町村が災害の発生により、避難の勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が避難のための立退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

(3) 北海道警察本部（遠軽警察署）

遠軽警察署は、北海道警察北見方面本部から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達があった場合等は速やかに関係自治体に予報内容を伝達するとともに、被災者等の救助救出、避難誘導、災害応急対策に伴う交通規制及び被災地域の警戒警備等必要な措置を実施する。

(4) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

津波の警戒、避難の援助、遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。

2. 津波の警戒

気象庁の発表する地震情報によるほか、強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れを感じたときには、津波来襲に対する警戒体制をとる。

(1) 湧別町

海岸での作業や海水浴、磯釣りなどで海浜にいる者に対し海岸等からの退避を呼びかけるとともに沿岸住民にテレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知し、水門等の閉鎖、海面監視のほか湧別漁港での潮位観測等警戒にあたる。

(2) 北海道

漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

(3) 北海道警察本部（遠軽警察署）

遠軽警察署長は、沿岸の警戒警備にあたる。

(4) 第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、地震・津波情報を伝達するとともに、巡視船艇によ

り、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合など安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

3. 避難

避難勧告等については、第5章第4節避難救出計画に定めるところによるものとし、発令基準はおおむね下記の条件とする。

また、避難勧告等を発令したときは速やかにその旨をオホーツク総合振興局長に報告する。

- (1) 報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の通知を受けた場合
- (2) 強い地震を感じたとき（おおむね震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- (3) 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合（気象業務法施行例第8条による地震により気象庁の警報を受け取ることができなかった場合、市町村自らが警報をする場合をいう。）

4. 災害状況の調査

道、北海道警察本部（遠軽警察署）及び第一管区海上保安本部（紋別海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣するなど、災害状況の把握及び情報収集にあたり、防災関係機関に通報する。

5. 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次にあげる措置をとる。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずるなどの規制を行う。

6. 津波警報の周知徹底

広報紙等を活用して日頃から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報に関する次の事項のほか、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報発表時には、直ちに避難指示（緊急）又は避難勧告される旨、周知徹底を図る。

- (1) 一般住民に対し、周知を図る事項

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、安全な場所に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

エ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気を緩めない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりにした揺れを感じたときは、直ちに港外避難する。
- イ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに港外避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気を緩めない。

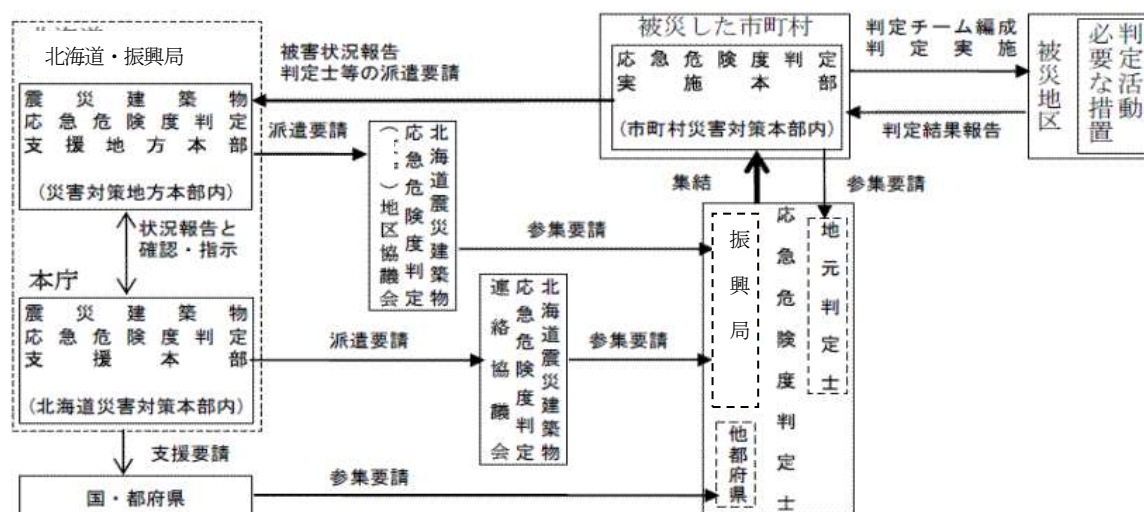
第 3 節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1. 応急危険度判定の活動体制

道及び湧別町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定しによる被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2. 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所用事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場所であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急措置が行われた場合は、判定結果が変更されることがある。